

議案第 19 号

八幡浜市病児・病後児保育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市病児・病後児保育施設条例の一部を改正する条例

八幡浜市病児・病後児保育施設条例（平成 31 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(利用料等)</p> <p>第 4 条 病児・病後児保育事業に係る利用料は、<u>無料とする。ただし、その他必要な実費が生じたときは、当該事業を利用する児童の保護者から徴収することができる。</u></p> <p>(管理運営の委託)</p> <p><u>第 5 条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 6 条</u> (略)</p>	<p>(利用料等)</p> <p>第 4 条 病児・病後児保育事業を利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）は、病児・病後児保育事業に係る利用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の利用料は、児童 1 人につき 1 日当たり 2,000 円を上限として、規則で定める額とする。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定により定められた利用料のほか、必要な実費を利用者から徴収することができる。</u></p> <p><u>4 第 1 項の規定により納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別な理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(利用料の減免)</u></p> <p><u>第 5 条 市長は、特に必要があると認めた場合は、前条第 2 項の規定により定められた利用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(管理運営の委託)</p> <p><u>第 6 条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 7 条</u> (略)</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

病児・病後児保育事業を無償化し、子育てしやすいまちづくりを推進するため。